

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年6月24日(2010.6.24)

【公表番号】特表2009-537527(P2009-537527A)

【公表日】平成21年10月29日(2009.10.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-043

【出願番号】特願2009-510995(P2009-510995)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/86 (2006.01)

A 6 1 Q 17/02 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

A 6 1 K 8/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/86

A 6 1 Q 17/02

A 6 1 Q 19/00

A 6 1 K 8/06

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月10日(2010.5.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基剤中に少なくとも1種のパーソナルケア有効成分を有効量含むパーソナルケア組成物であって、前記基剤が、ポリトリメチレンエーテルグリコールを、前記基剤の重量を基準として約0.1～100重量%含む、パーソナルケア組成物。

【請求項2】

ゲルであって、前記ゲルの総重量を基準として、水を少なくとも約10重量%と、ポリトリメチレンエーテルグリコールを約10～約90重量%とを含み、前記ポリトリメチレンエーテルグリコールの数平均分子量が約1000未満であり、前記ポリトリメチレングリコールの繰り返し単位の少なくとも90%がトリメチレンエーテル単位である、ゲル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0173

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0173】

成分	%
セチルPEG/PPG-10/1ジメチコン (ABIL EM90)	5.00
カプリル/カプリン酸トリグリセリド (MYRITOL 318)	6.00
シクロメチコン (DC 345)	3.00
セチルジメチコン (ABIL WAX 9801)	1.00
水添ポリデセン (PURESYN 100)	2.00
硬化ヒマシ油 (CASTORWAX MP70)	2.00
パルミチン酸エチルヘキシル (パルミチン酸オクチル)	17.00
ポリ (トリメチレンエーテル) グリコール2000MW	5.00
脱イオン水	62.75
キサンタンガム	0.25
NaOH (20%溶液) QS TO PH7.0~7.5	0.80
DMDMヒダントイン (GLYDANT)	0.20
合計	100.00

次に、本発明の好ましい態様を示す。

1. 基剤中に少なくとも1種のパーソナルケア有効成分を有効量含むパーソナルケア組成物であって、前記基剤が、ポリトリメチレンエーテルグリコールを、前記基剤の重量を基準として約0.1~100重量%含む、パーソナルケア組成物。
2. 前記基剤が、溶媒と、ポリトリメチレンエーテルグリコールを前記組成物の重量を基準として約0.1~約99重量%とを含む、上記1に記載のパーソナルケア組成物。
3. 前記溶媒が、主要量の水を含む、上記2に記載のパーソナルケア組成物。
4. 前記溶媒が、主要量の有機溶媒を含む、上記2に記載のパーソナルケア組成物。
5. 溶液である、上記1~4のいずれか一項に記載のパーソナルケア組成物。
6. 前記溶液が、ポリトリメチレンエーテルグリコールを、前記組成物を基準として約0.1~約10重量%含む、上記5に記載のパーソナルケア組成物。
7. 防臭剤、制汗剤、昆虫忌避剤、シャンプー、ヘアコンディショナー、サンケア製品、シャワージェル、石鹼、整髪用組成物、フケ防止用組成物、育毛促進剤組成物、染毛剤組成物、毛髪脱色剤組成物、毛髪うねり矯正剤組成物、縮毛矯正剤組成物、ヒゲ剃り剤組成物、および皮膚洗浄用組成物からなる群から選択される、上記5または6に記載のパーソナルケア組成物。
8. エマルジョンである、上記1~4のいずれか一項に記載のパーソナルケア組成物。
9. パーソナルケア有効成分、水、およびポリトリメチレンエーテルグリコールを含む水中油型エマルジョンであり、前記ポリトリメチレンエーテルグリコールが水溶性または分散性である場合は、前記エマルジョンが油をさらに含む、上記8に記載のパーソナルケア組成物。
10. ポリトリメチレンエーテルグリコールを、前記組成物の重量を基準として約0.1~約20重量%含む、上記9に記載のパーソナルケア組成物。
11. スキンケア製品、皮膚保湿剤、化粧料、防臭剤、制汗剤、昆虫忌避剤、麻酔剤、薬効剤、ヘアコンディショナー、サンケア製品、石鹼、フケ防止用組成物、育毛促進剤組成物、染毛剤組成物、毛髪脱色剤組成物、毛髪うねり矯正剤組成物、縮毛矯正剤組成物、およびヒゲ剃り剤組成物からなる群から選択される、上記8または9に記載のパーソナルケア組成物。
12. パーソナルケア有効成分、水、およびポリトリメチレンエーテルグリコールを含む油中水型エマルジョンであり、前記ポリトリメチレンエーテルグリコールが水溶性または

水分散性である場合は、前記エマルジョンが油をさらに含む、上記8に記載のパーソナルケア組成物。

13. ポリトリメチレンエーテルグリコールを、前記組成物の重量を基準として約0.1～約20重量%含む、上記12に記載のパーソナルケア組成物。

14. スキンケア製品、化粧料、制汗剤、ヘアコンディショナー、サンケア製品、石鹼、フケ防止用組成物、育毛促進剤組成物、毛髪脱色剤組成物、ヒゲ剃り剤組成物、および皮膚洗浄用組成物からなる群から選択される、上記12または13に記載のパーソナルケア組成物。

15. ポリトリメチレンエーテルグリコールを前記パーソナルケア組成物の重量を基準として約0.1～約99重量%含む基剤中に少なくとも1種の固体パーソナルケア有効成分を有効量含む懸濁液である、上記1～4のいずれか一項に記載のパーソナルケア組成物。

16. ゲルである、上記1～4のいずれか一項に記載のパーソナルケア組成物。

17. 基剤中に少なくとも1種のパーソナルケア有効成分を有効量含み、前記基剤が、ゲル化剤と、ポリトリメチレンエーテルグリコールを前記組成物の重量を基準として約0.1～約99重量%とを含むゲルである、上記16に記載のパーソナルケア組成物。

18. スキンケア製品、化粧料、練り歯磨き剤、防臭剤、制汗剤、昆虫忌避剤、麻酔剤、シャンプー、ヘアコンディショナー、サンケア製品、シャワージェル、石鹼、整髪用ジェル、フケ防止用組成物、育毛促進剤組成物、染毛剤組成物、毛髪脱色剤組成物、毛髪うねり矯正剤組成物、縮毛矯正剤組成物、ヒゲ剃り剤組成物、潤滑ゲル組成物、殺精子ゲル組成物、および皮膚洗浄用組成物からなる群から選択される、上記16または17に記載のパーソナルケア組成物。

19. 約25以下において固体または半固体であり、パーソナルケア成分を有効量と、固化剤と、ポリトリメチレンエーテルグリコールを前記パーソナルケア組成物の重量を基準として約0.1～約99重量%とを含む、上記1～4のいずれか一項に記載のパーソナルケア組成物。

20. 棒状口紅、制汗剤/防臭剤、皮膚保湿剤、化粧料、昆虫忌避剤、サンケア製品、石鹼および他の皮膚洗浄用組成物、皮膚殺菌剤、ヒゲ剃り剤組成物、皮膚洗浄用組成物、ならびに麻酔剤からなる群から選択される、上記19に記載のパーソナルケア組成物。

21. ゲルであって、前記ゲルの総重量を基準として、水を少なくとも約10重量%と、ポリトリメチレンエーテルグリコールを約10～約90重量%とを含み、前記ポリトリメチレンエーテルグリコールの数平均分子量が約1000未満であり、前記ポリトリメチレングリコールの繰り返し単位の少なくとも90%がトリメチレンエーテル単位である、ゲル。

22. パーソナルケア有効成分をさらに含む、上記21に記載のゲル。

23. ポリトリメチレンエーテルグリコール以外のゲル化剤を含まない、上記21または22に記載のゲル。

24. 約25以下において非流動性である、上記21～23のいずれか一項に記載のゲル。

25. 約35以上において流動性を有する液体である、上記21～24のいずれか一項に記載のゲル。

26. 人間または動物の皮膚に接触すると液体になる、上記21～25のいずれか一項に記載のゲル。

27. スキンケア製品、化粧料、練り歯磨き剤、防臭剤、制汗剤、昆虫忌避剤、麻酔剤、薬効剤、シャンプー、ヘアコンディショナー、サンケア製品、シャワージェル、石鹼、整髪用ジェル、フケ防止用組成物、育毛促進剤組成物、染毛剤組成物、毛髪脱色剤組成物、毛髪うねり矯正剤組成物、縮毛矯正剤組成物、ヒゲ剃り剤組成物、潤滑ゲル組成物、殺精子ゲル組成物、および皮膚洗浄用組成物からなる群から選択される、上記21～26のいずれか一項に記載のゲル。

28. 前記ポリトリメチレンエーテルグリコールが、主として生物学的に誘導されたモノマーから製造される、上記1～20のいずれか一項もしくはその組合せに記載のパーソナ

ルケア組成物または上記 2 1 ~ 2 7 のいずれか一項もしくはその組合せに記載のゲル。